

一七 衆議院議員総選挙の施行公示について

詔 書

日本国憲法第七条及び第五十四条並びに公職選挙法第三十一条によつて、平成二十一年八月三十日に、衆議院議員の総選挙を施行することを公示する。

御 名 御 璽

平成二十一年八月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

〔官報〕第5136号平成21年8月18日(火曜日)